

健康保険被扶養者の条件

はじめに

協会けんぽなどの健康保険制度における「被扶養者」の仕組みは、家族を養っている被保険者にとってありがたい制度ですが、基準以上の収入がある人などが不正に被扶養者となり、その恩恵を得ているケースが社会的に問題視されています。

この度、協会けんぽの被扶養者認定時の手続きが**厳格化**される動きがあるため、改めて被扶養者の認定基準について解説し、厳格化の内容についても取り上げます。

基本的な考え方

被扶養者の認定基準で重要な要素は「続柄」と「収入」です。被扶養者になるには、近親者である必要があり、同時に収入が基準未満であることも求められます。

被扶養者の2つの認定基準

続柄

収入

被扶養者になれる続柄

被扶養者とは、被扶養者に生計維持をされている次の近親者をいいます。身近であれば同居要件がありませんが、本人から続柄が遠くなると同居してなくてはなりません。

< 同居していなくても良いグループ >

1. 被保険者の直系尊属→本人の父母、祖父母、曾祖父母
2. 配偶者（戸籍上の婚姻届がなくとも、事実上婚姻関係と同様の人を含む）
3. 子、孫
4. 弟妹、兄姉で、主として被保険者に生計を維持されている人

平成30年10月から協会けんぽ健康保険の扶養の認定にかかる証明書類の添付が義務付けられます。改めて健康保険被扶養者の認定基準について解説します。

< 同居要件があるグループ >

1. 被保険者の三親等以内の親族（同居していなくても良いグループに該当する人を除く）
2. 被保険者の配偶者で、戸籍上婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の人の父母および子
3. [2]の配偶者が亡くなった後における父母および子

※後期高齢者医療制度の被保険者等である人は除きます

収入

被扶養者になるための収入要件は、次の通り①絶対的な基準と②相対的な基準があります。

被扶養者の収入基準

絶対的な基準

→ 年収130万円未満（満60歳以上は180万円未満）

相対的な基準

→ 被保険者と比べて2分の1未満の収入

厳格化の方向性

この度、平成30年10月1日より、協会けんぽの被扶養者認定を受ける場面において、この「続柄」「収入」の要件を満たしているかを確認する補助書類（またはマイナンバー情報の提出）が義務化されます。

証拠書類が省略されていることを悪用して、不正に扶養家族に登録するケースが問題視されたということでしょう。例えば課税証明書や収入証明書、続柄を示す戸籍謄本などの客観的な資料を認定時に用意しなければならなくなります。

審査が厳格になった後でも迅速な被扶養者異動手続きができるよう、書類収集の体制を整えていきましょう。